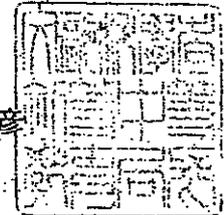




24文科初第57号  
平成24年4月11日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長  
布村 幸彦



(印影印刷)

教科書の採択に関する宣伝行為等について(通知)

平成24年度は、高等学校用教科書の採択が行われるため、発行者の採択勧誘のための宣伝活動が過当にならないよう、採択の公正確保に努めることが求められています。

各発行者においては、平成19年1月30日付け18文科初第952号初等中等教育局長通知「教科書の採択に関する宣伝行為等について」(別紙参照)に掲げられている諸事項を厳守するとともに、採択用見本等に係る下記事項に留意し、過当な宣伝行為は厳に慎み、社会の批判を招いたり、教科書全体への信頼を損なうことなどのないよう、採択の公正確保について格段の努力をお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03(5253)4111 内線 2576

記

- 1 小・中学校用教科書見本については、平成24年度は一切送付できないこと。
- 2 高等学校用教科書見本については、新たに検定を経た教科書の見本に限り、都道府県教育委員会、高等学校を設置する市町村教育委員会、高等学校、教科書センターに送付できること。その場合の送付先別の送付部数の限度は下表のとおりとすること。  
また、各都道府県教育委員会に対しては、もれなく送付されるよう配慮されたいこと。  
なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

[表]

送 付 先	送 付 部 数
都道府県教育委員会	各 6部 (ただし、職業に関する教科は、各1部とすることができる。)
高等学校を設置する市町村教育委員会	各 1部
高等学校	各 1部
教科書センター	各 1部

(注) 平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)が改正され、各教育委員会が教育委員の数を弾力化できるようになったことに伴い、都道府県教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

送付時期については、採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第速やかに送付することとされており、4月末日(教科書センターについては5月末日)を期限とすること。ただし、「地理歴史」、「公民」の教科書については5月上旬を期限とすること。

- 3 教科書見本については、原則として、新たに検定を経た教科書の見本に限り送付できることになっているが、教科書見本の滅失や新たな学校の設置等、特別な理由がある場合に限り、その不足分について前年度検定本以外の教科書見本を送付できることとすること。
- 4 教員への教科書見本の献本は行わないこととしているところであり、仮に献本の要求があっても応ずることのないよう十分注意すること。
- 5 都道府県教育委員会(教科書センター)において保存されている教科書見本を展示会に出品しようとする場合は、その旨を文部科学大臣及び都道府県教育委員会に5月末日までに通知すること。
- 6 教科書検定における申請図書については、一切送付が認められないところであり、その取扱いについては平成15年2月17日付け14初教科57号「申請図書の取扱いについて(通知)」及び平成19年1月30日付け18文科初第952号「教科書の採択に関する宣伝行為等について(通知)」を踏まえ、適切な管理に万全を期すこと。

(別紙)

18文科初第952号

平成19年1月30日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長

銭 谷 眞 美

(印影印刷)

### 教科書の採択に関する宣伝行為等について (通知)

教科書の採択に関する宣伝行為等については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（いわゆる独占禁止法）第2条第9項の規定により指定された「教科書業における特定の不公正な取引方法」（以下「特殊指定」という。）などに基づいて、公正確保が図られてきました。

このたび、公正取引委員会では、教科書採択の方法が整備されたことなどを理由として、平成18年9月1日をもって特殊指定を廃止したところです。

しかし、他社の教科書の中傷・誹謗や採択に際しての不当な利益供与は、独占禁止法第2条第9項の規定により指定された「不公正な取引方法」（いわゆる一般指定）により、引き続き、禁止されております。

こうした状況を踏まえ、社団法人教科書協会において「教科書宣伝行動基準」が別添のとおり定められたところです。

また、別紙のとおり、採択関係者に対して、教科書採択にあたって他社教科書との比較対照や他社教科書における誤謬を利用した宣伝行為に軽々に左右されないようとの注意喚起を行ったところです。

各発行者においては、採択の公正確保や教科書の適正価格の維持を図り、教科書全体の信頼性を確保する観点から、当該行動基準とともに、下記の諸

事項を厳守いただき、過大な宣伝行為は厳に慎み、社会の批判を招いたりすることのないよう、引き続き、格段の努力をお願いします。

## 記

### 1. 採択に関する宣伝活動等について

- (1) 教職員、公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力のある者を採択に関する宣伝活動に従事させないこと。
- (2) 採択関係者の自宅訪問は行わないこと。
- (3) 内容見本又は解説書等は、教科書又は教師用指導書と記述内容やページ数等を勘案して類似していると考えられるものを作成・配布しないこと。
- (4) 採択期間中において、教科書に関する講習会又は研修会等を主催せず、原則として、関与しないこと。また、同期間中において、編著者をこれらに関与させないこと。
- (5) 教科書を児童又は生徒に給付する過程において、宣伝物を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の出版物の宣伝行為を行わないこと。

### 2. 見本等の取扱いについて

- (1) 各都道府県教育委員会等への教科書見本の送付部数については、来年度初頭に別途通知すること。
- (2) 教員への教科書見本及び申請図書（いわゆる白表紙本）の献本は、行わないこと。

#### 【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教科書課

企画係（高見、松岡）

TEL 03-5253-4111（内線 2412、2576）

FAX 03-6734-3739